

令和3年度 宮崎県保育補助者雇上費貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う方）の雇上を新たに行う施設又は事業者に対し必要な資金を貸付け、保育士の勤務環境改善や離職防止により保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>宮崎県内の次の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たす施設又は事業者とします。</p> <p>雇上げる保育補助者は週30時間以上の勤務を要することとし、保育所等における保育士配置基準に係る特例（平成28年3月18日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を適用して、「保育士としてみなしている」場合は該当しません。</p> <p>（１）新たに保育補助者の雇上を行う以下の施設又は事業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法（以下「法」という）に規定する保育所（地方公共団体が運営するものを除く） ② 法に規定する幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く） ③ 法に規定する小規模保育事業を行う者 ④ 法に規定する事業所内保育事業を行う者 ⑤ 子ども・子育て支援法に規定する企業主導型保育事業を行う者 <p>※ ③、④は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる方を雇上げる場合は貸付対象となりません。</p> <p>※ ⑤は、企業主導型保育事業費補助金の算定対象となる方を雇上げる場合は貸付対象となりません。</p> <p>（２）保育士の業務負担軽減を行っている上記（１）の①から⑤の施設又は事業者で、宮崎県知事が適当と認める方</p>
貸付額	年額2,953,000円以内
利 子	無利子（ただし返還遅延の場合は延滞利子が増加される場合があります）
貸付期間	<p>保育補助者が保育所に勤務する期間です。</p> <p>ただし、当該保育所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とします。</p>
貸付金の交付	分割交付（毎年、年2回）
返 還 免 除	<p>次の場合、返還を全額又は一部免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内の保育所等において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして宮崎県知事が認めるとき ② 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき など

